

公益財団法人インテリジェント・コスモス学術振興財団
常務理事の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人インテリジェント・コスモス学術振興財団（以下「財団」という。）の定款第29条の規定に基づき、常務理事の報酬等に関し（以下「報酬等」という。）必要な事項を定めることを目的とする。

(年俸制)

第2条 常勤理事の報酬は年俸制とし、その報酬額及び支給日等は、別表「常務理事の報酬額」を上限として理事長が定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤理事の報酬は、法令等に基づき報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残高を口座振込等の方法により支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当を、国家公務員の通勤手当支給の例に準じて支給する。

2 通勤手当額の算出は、運賃、時間、距離、期間等の実情に照らし、最も経済的、かつ合理的と認められる通常の勤務経路及び方法によるものとする。

(端数の処理)

第5条 報酬の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り上げるものとする。

(退職手当)

第6条 退職手当は支給しない。

(公 表)

第7条 財団は、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第8条 この基準の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人インテリジェント・コスモス学術振興財団の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

（平成24年5月18日評議員会決定、平成24年5月18日理事会決定）

附 則

この別表の一部改正は、評議員会の議決があった日（平成28年6月10日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年3月4日理事会承認、平成28年6月10日評議員会の議決）

附 則

この規則の一部改正は、評議員会の議決があった日（令和元年6月13日）から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（平成31年3月14日理事会承認、令和元年6月13日評議員会の議決）

<別表>

常務理事の報酬額

年俸額	月俸額	備 考
2,880,000 円	(報酬月額) 240,000 円 (通勤手当相当額) 支給額は実費支給とし、国家公務員の通勤手当支給の例に準じた額を報酬と合わせて支給する。	・ 報酬の支給日 報酬の支給日は、その月の 21 日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。